

新	旧
<p>世田谷区環境美化等に関する条例 平成9年10月3日条例第49号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、まちの環境美化の推進及び喫煙による迷惑行為又は給餌による迷惑行為の防止(以下「環境美化等」という。)について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに喫煙による迷惑行為の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。</p> <p>(3) 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。</p> <p>(4) 指定喫煙場所 区民等が喫煙し、灰皿にたばこの吸い殻を入れる場所として区長が設置し、又は指定する場所をいう。</p> <p>(5) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。</p> <p>(6) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。</p>	<p>世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例 平成9年10月3日条例第49号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、まちの環境美化について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。</p> <p>(3) 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。</p> <p>(4) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。</p> <p>(5) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。</p> <p>(6) 立看板等 立看板、はり紙その他これらに類するものをいう。</p>

新	旧
(7) 喫煙 たばこに火をつけ、その煙を発生させることをいう。	(7) 落書き みだりに公共の場所等を塗料、墨等により汚損することをいう。
(8) 喫煙による迷惑行為 喫煙をすることによりそのたばこの煙を他人に吸わせる行為又は喫煙に伴い、故意若しくは過失によりたばこの火を他人の身体若しくは所持するものに接触させる行為をいう。	
(9) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥（以下「野鳥」という。）に継続して餌を与える行為をいう。	(8) 空き地 現に人の使用していない土地をいう。
(10) 給餌による迷惑行為 給餌をすることにより、その餌を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害（複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっているものをいう。）を生じさせる行為をいう。	(9) 危険な状態 雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。
ア 鳴き声その他の音	(区の責務)
イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気	第3条 区は、区民等、事業者等と一体となってまちの環境美化の推進に関する施策を行わなければならない。
ウ 羽毛の飛散	2 区は、区民等、事業者等がまちの環境美化の推進について理解を深め、まちの環境美化を推進するための行動を自主的に採ることができるよう、意識の啓発をしなければならない。
エ 攻撃、威嚇及び破壊行為	
(11) 空き地 現に人の使用していない土地をいう。	
(12) 危険な状態 雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。	
(区の責務)	
第3条 区は、区民等、事業者等と一体となってまちの環境美化等に関する施策を行わなければならない。	
2 区は、区民等、事業者等がまちの環境美化等について理解を深め、まちの環境美化等に係る行動を自主的に採ることができるよう、意識の啓発をしなければならない。	

新	旧
<p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、次に定める行動その他のまちの環境美化を推進するための行動を自主的に採るよう努めなければならない。</p> <p>(1) 屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等は、持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納する。</p> <p>(2) 自己の所有し、又は管理する犬(以下「飼い犬」という。)を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具により適正に処理する。</p> <p>2 区民は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他のまちの環境美化等について連帯して意識の醸成を図るよう努めるとともに、清掃活動に努めなければならない。</p> <p>3 区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、給餌による迷惑行為を行うことのないよう努めなければならない。</p>	<p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、次に定める行動その他のまちの環境美化を推進するための行動を自主的に採るよう努めなければならない。</p> <p>(1) 屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等は、持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納する。</p> <p>(2) 自己の所有し、又は管理する犬(以下「飼い犬」という。)を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具により適正に処理する。</p> <p>2 区民は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他のまちの環境美化の推進について連帯して意識の醸成を図るよう努めるとともに、清掃活動に努めなければならない。</p>
<p>4 区民等は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、事業活動に際して、法令等の手続に従った立看板等(立看板、はり紙その他これらに類するものをいう。)の設置その他の行為で、まちの環境美化に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、まちの環境美化に配慮するとともに、事業所周辺の環境美化の推進に努めなければならない。</p> <p>2 空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「販売事業者等」という。)は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者への意識啓発及び回収容器の設置に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>3 区民等は、まちの環境美化の推進に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、事業活動に際して、法令等の手続に従った立看板等の設置その他の行為で、まちの環境美化に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、まちの環境美化に配慮するとともに、事業所周辺の環境美化の推進に努めなければならない。</p> <p>2 空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「販売事業者等」という。)は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者への意識啓発及び回収容器の設置に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、まちの環境美化の推進に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>第6条 ~ 第6条の3 (省略)</p>	<p>第6条 ~ 第6条の3 (省略)</p>

新	旧
(指定喫煙場所の設置等)	
第6条の4 区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所等 にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよ う、必要な措置を講ずるものとする。	
2 区長は、区長以外の者により設置された喫煙場所について、当該 喫煙場所が前項の措置と同様の措置が講じられていると認める場合 は、当該喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。	
(禁止行為)	(禁止行為)
第7条 何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨 ててはならない。	第7条 何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨 ててはならない。
2 何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙をしてはならな い。	2 何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙をしてはならな い。
3 何人も、落書き(公共の場所等に設置される工作物等をみだりに 塗料、墨等により汚損することをいう。)をしてはならない。	3 何人も、落書きをしてはならない。
第8条 ~ 第18条 (省略)	第8条 ~ 第18条 (省略)
(適用上の注意)	(適用上の注意)
第19条 この条例は、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづく りを推進し、区民の生活環境の向上を図るために適用されるべきも のであって、これを拡張して解釈してはならない。	第19条 この条例は、清潔できれいなまちづくりを推進し、区民の生 活環境の向上を図るために適用されるべきものであって、これを拡 張して解釈してはならない。
第20条 (省略)	第20条 (省略)
附 則(施行期日等) (省略)	附 則(施行期日等) (省略)
附 則	
1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の 規定は同年10月1日から施行する。	
(世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例の一部改正)	
2 世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例(平成11年3月条 例第8号)の一部を次のように改正する。	
本則中「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」を「世田谷区環境	

新	旧
美化等に関する条例」に改める。	